

宮城地方労働審議会家内労働部会の開催について

令和7年1月15日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和7年2月3日（月）午後1時30分から
- 2 場所 仙台第4合同庁舎 2階 共用会議室
（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地）
- 3 議題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について
(2) 宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程について
(3) 宮城県における家内労働の現状について
(4) 最低工賃の改正状況について
(5) 最低工賃新設・改正計画の実施状況について
(6) 第15次最低工賃新設・改正計画(案)について
(7) その他
- 4 傍聴者数 10名まで
- 5 申込要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号（1月29日（水）午前9時から午前11時までに連絡できる番号）を御記入の上、ファックス又は葉書にて下記のあて先までお申し込みください。
申込締め切り日は1月28日（火）（必着）です。
郵便番号 983-8585
あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
宮城労働局労働基準部 賃金室 あて
問い合わせ先 電話番号 022-299-8841
ファックス番号 022-295-3668
 - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させていただきます。傍聴ができない場合のみ、1月29日（水）午前9時から午前11時までの間に電話にて、御連絡させていただきます。
 - (3) 審議会当日は、審議会開会予定の15分前（午後1時15分）までに、第4合同庁舎1階ロビーにお越しください。なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確

認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。

(4) その他

傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、部会長が退出を命じる場合があります。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、部会長及び部会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。